

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴い、東京都から以下のとおり要請がされています。市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

都内全域の都民向け

- 1 都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛
- 2 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- 3 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 4 措置区域（23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市）において、営業時間の変更を要請した時間（5時から20時まで）以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- 5 会食において会話をしている際のマスク着用の徹底

措置区域以外の事業者向け（飲食店・遊興施設等）

- 1 営業時間の短縮を要請
営業時間は5時から21時まで
ただし、酒類の提供は11時から20時まで
- 2 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請
従業員に対する検査の勧奨
入場をする者の整理等
発熱等の症状のある者の入場の禁止
手指の消毒設備の設置
事業を行う場所の消毒
入場をする者に対するマスクの着用の周知
感染防止措置を実施しない者の入場の禁止
会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
（施設の換気、アクリル板設置又は、利用者の適切な距離の確保等）

3 業種別ガイドラインの遵守を要請

4 カラオケ設備の利用自粛を要請

飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合